

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

米子信用金庫 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

目標1：令和7年3月までに女性職員の育児休業取得率を90%以上とし、男性職員への育児休暇・育児休業の制度周知を図り、子の看護休暇取得者または育児休業の取得者を5名以上とする。

【取組内容】

- 令和4年4月～ 育児休暇・育児休業等の制度を周知する。
- 令和4年4月～ 育児休暇・休業に関する相談窓口の設置。
- 令和4年4月～ 子の看護休暇取得の風土を醸成し、男性職員の取得を勧奨する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間9日以上とする。

【取組内容】

- 令和4年4月～ 部店毎に計画的な有給休暇（連続休暇・ミニ休暇・誕生日休暇）の取得を行うことを周知する。
- 令和4年4月～ 半日休暇・時間単位有給休暇などの多様な有給休暇取得の活用を勧める。

目標3：令和7年3月までに、所定外労働を削減し、管理監督者を除くフルタイムの労働者等の法外時間外の上限を1ヵ月45時間以内とする。

【取組内容】

- 令和4年4月～ さわやかウェンズデーは定時退庫を周知し、徹底を図る。
- 令和4年4月～ 衛生委員会において時間外労働削減に向けた定期的な検証を実施する。
- 令和4年4月～ 適正な人員配置、業務効率化により時間外労働を削減する。